

函 都 整

令和5年（2023年）8月4日

経済建設常任委員会委員 各位

都 市 建 設 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

不作為違法確認等請求事件について（函館市長が臨時総会の招集を行わない不作為が違法であることの確認および臨時総会の招集請求）

（都市建設部都市整備課）

不作為違法確認等請求事件について

(函館市長が臨時総会の招集を行わない不作為が違法であること  
の確認および臨時総会の招集請求)

1 原告

函館市内在住の90歳代の男性 (石川稜北土地区画整理組合の組合員)

2 被告

函館市長 大 泉 潤

3 訴状の提出日等

- (1) 訴状提出日 令和5年(2023年)7月5日  
(函館地方裁判所が同日受付)
- (2) 裁判所訴状送達日 令和5年(2023年)7月18日
- (3) 函館市訴状受付日 令和5年(2023年)7月19日

4 請求の内容

原告が令和5年5月25日に函館市長に対して行った、函館市石川稜北土地区画整理組合の臨時総会招集請求の申出について、函館市長が臨時総会の招集を行わない不作為が違法であることを確認する。

函館市長は、函館市石川稜北土地区画整理組合の臨時総会を招集せよ。

5 第1回口頭弁論期日

令和5年(2023年)9月26日(火) 午前10時00分  
(函館地方裁判所)

6 その他

本訴訟に対し、市は応訴する。